

■別紙-3

「近畿共通取扱い」との適用一覧

凡例	○	取扱基準として扱うもの
	◎	取扱基準に追記があるもの
	●	滋賀県内取扱基準によるもの

近畿共通取扱い	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
1 床面積等		
01 住宅用エアコン等の室外機を設置した開放廊下、バルコニーの床面積	○	
02 飾り柱等がある場合のバルコニーの床面積	○	
03 吹きさらしの廊下等の床面積	◎	1-2-03 床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
04 共同住宅の共用廊下の容積率不算入	○	
05 エレベーターの乗降ロビーに防雨スクリーン等を設けた場合の床面積	○	
06 バルコニー下等に設ける機械式駐車場の床面積	○	
07 車庫等の床面積	○	
08 ポーチ部分の面積が通常出入りに必要な大きさを超える場合	○	
2 建築面積		
09 建築面積の基本的算定方法	○	
10 開放廊下・バルコニー等の建築面積	○	
11 屋外階段の建築面積	○	
12 出窓の建築面積	◎	1-2-01 出窓の建築面積について
13 高い開放性を有する建築物の建築面積	○	
3 採光		
14 バルコニーに面する居室	○	
15 開口部の上部がセットバック・オーバーハングしている場合	○	
16 敷地内に2棟ある場合及びドライエリアからの採光	○	
17 天窓の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
18 半透明のひさし等	○	
19 開口部の中心の取り方	○	
20 出窓	○	
21 2室の共通採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
22 縁側等に面する場合の採光補正係数	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
23 屋外階段に面した居室の採光	○	
24 ドア、シャッター等の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
4 軒の高さ		
25 軒の高さの算定(形状・構造別)	○	
5 その他		
26 小規模な鋼製の置型倉庫(物置)	○	
27 住宅等における納戸等	○	
28 法第6条第1項の建築物の解釈	○	
29 延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部	○	
30 里道・水路等の空地による緩和	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
31 可分不可分	○	
32 プラットホーム上に設ける旅客のための待合室	○	
33 プラットホーム上に設ける小規模な売店	○	
34 平成24年9月20日施行の「容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化」の取扱いに関するQ&A	○	